

## 「きょうえい教育資金一括贈与口座」の取扱開始について

協栄信用組合は、平成25年度税制改正により創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する預金口座として「きょうえい教育資金一括贈与口座」を平成25年9月2日より取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本口座は、平成27年12月30日（水）までに祖父母さま等がお孫さま等に対して、教育資金に充てるために一括して金銭を贈与され、お孫さま等の名義で本口座にお預け入れされたご資金が対象となります。

本口座にお預け入れされたご資金を教育資金のお支払いに充当された場合、最大1,500万円まで贈与税が非課税となります。

当組合では、今後も地域のお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品・サービスの充実に取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 「きょうえい教育資金一括贈与口座」商品概要

商 品 名	○きょうえい教育資金一括贈与口座
ご利用いただける方	○ 直系尊属（祖父母や父母など）である贈与者と書面にて贈与契約を締結している30歳未満の個人の方 ○ この口座は、受贈者お一人さま1金融機関1店舗でのみ開設できます ※ すでに他の金融機関や当組合他支店で本措置の適用を受けるための口座をお持ちの場合等はお申込できません
対象となる預金	○ 普通預金（当組合と教育資金管理契約を締結していただきます） ○ キャッシュカードの発行、振込金の入金口座の指定はできません
口座開設方法	○ 当組合本支店の窓口でお申し込みいただけます
お預け入れ期限	○ 平成27年12月30日（水）まで
お預け入れ金額	○ 10万円以上 1,500万円まで（1円単位）
お預け入れ方法	○ 口座開設店の窓口で、随時お預け入れいただけます ○ 預入時は、教育資金非課税申告書（または追加教育資金非課税申告書）の提出が必要となります
お引き出し方法	○ 口座開設店の窓口でのみお引き出しいただけます（口座開設店以外の店舗でのお引き出しはできません。） ○ 非課税措置が適用となるには、学校等からの領収書の提出が必要となります
口座開設手数料	○ 口座開設に係る手数料は無料です
金 利	○ 普通預金の店頭表示金利を適用
そ の 他	○ 口座開設には、贈与契約書や戸籍謄本等をご提出いただく必要がございます。詳しくは店頭でご確認ください ○ 契約の終了事由に該当しない場合、原則、受贈者（預金者）本人からの申し出であっても本口座の解約はできませんのでご注意ください

以 上

《本件に関するお問い合わせ先》 電話：0256-61-1506  
事務管理部／担当：高橋、五十嵐